

第5章 特定14事業の展開

1 目標事業量の考え方

平成15年12月に実施しました「伊東市次世代育成支援に関するニーズ調査」結果や人口推計を基に導き出された、本市の設定する数値目標（平成21年度における目標事業量）に対する考え方は、以下のとおりです。

（1）通常保育事業における目標事業量について

平成16年6月30日現在の市内8園の定員は、810人のところ849人の入所児が在籍しています。0歳から5歳児の推計人口は、平成17年をピークに減少に転じ、平成21年には、10.2%のマイナスとなるものと予想されますが、保育需要の高まりから平成17年の通常保育推計ニーズ量934人を基にした平成21年の保育需要は、860人と設定しました。

（2）延長保育事業における目標事業量について

延長保育事業の目標事業量については、同一保育所で前延長（11時間の開所時間の始期より前の延長）と後延長（11時間の開所時間の終期より後の延長）を実施する場合は、保育園が1園でも「か所数」は2か所と設定されます。同一保育所で前延長又は後延長のみの場合の「か所数」は1か所となります。

これを基に、ニーズ調査の結果を踏まえ、平成21年度の目標事業量は、公営2園による前延長及び後延長で4か所、民営3園による後延長の実施により3か所の計5園7か所、定員は1か所6人で42人と設定しました。

（3）夜間保育事業における目標事業量について

ニーズ調査結果から推計される夜間保育の21年度推計ニーズ量は、20時前半で2人、後半で1人と少なく、目標事業量は「0」と設定しました。

(4) 子育て短期支援事業における目標事業量について

子育て短期保護事業(トワイライトステイ)の21年度推計ニーズ量は、21時以降は皆無であることから、通常保育又は延長保育で対応可能と判断して、目標事業量は「0」と設定しました。

(5) 休日保育事業における目標事業量について

休日保育事業における平成15年度の実績は4,488人であり、1園1日当たりの平均在園数は8.5人となるので、利用者増を見込んで1園当たり15人の定員とし、平成17年度に保育所が1園新設されることから、目標事業量は、既存保育所8か所に新設1か所を加えた9施設・135人の定員と設定しました。

(6) 放課後児童健全育成事業における目標事業量について

放課後児童健全育成事業は、平成16年度現在6クラブ在籍児童数159人となっています。保育需要の高まりから、1クラブ新設を図った上で、1施設の定員を20人から30人に増員し、目標事業量は、210人の定員と設定しました。

(7) 乳幼児健康支援一時預かり事業(派遣型)における目標事業量について

乳幼児健康支援一時預かり事業の派遣型は、希望者が無いため目標事業量は、「0」と設定しました。

(8) 乳幼児健康支援一時預かり事業(施設型)における目標事業量について

乳幼児健康支援一時預かり事業の施設型は、ニーズ調査の結果から、全くの養護に欠ける状態の理由(仕方なく子連れで仕事した、仕方なく子どもだけで留守番させた等)によるニーズ量は、平成15年度で1,029日あり、開所日数300日で割ると3.43人となります。保育需要の高まりから、目標事業量を2施設・8人と設定しました。

(9) 子育て短期支援事業(ショートステイ)における目標事業量について

子育て短期支援事業(ショートステイ)については、宿泊可能な養護施設が川奈臨海学園しかないことから、定員は施設側の受入可能数と推計ニーズ量を基に、1施設・6人と目標事業量を設定しました。

(10) 一時保育事業における目標事業量について

一時保育事業は、推計ニーズ量 30 人を基に、3 施設・定員 30 人と目標事業量を設定しました。

(11) 特定保育事業における目標事業量について

特定保育事業は、推計ニーズ量 69 人を基にした目標事業量で、2 施設・定員 70 人と設定しました。

(12) ファミリーサポートセンター事業における目標事業量について

ファミリーサポートセンター事業については、同事業に代わる同様な事業として、女性連盟やシルバー人材センターによる育児支援サービスが行われていることから、目標事業量として設定しませんでした。

(13) 地域子育て支援センター事業における目標事業量について

市内の中学校は 5 校あり、子育て支援センターは 1 中学校区 1 か所の整備目標からは 5 か所を整備することとなります。既存の支援センターが 4 か所あり、平成 17 年度に新設される保育所に支援センターが併設されることにより、5 か所の目標事業量が達成されます。

(14) つどいの広場事業における目標事業量について

つどいの広場事業と地域子育て支援センター事業は、国の基準では、いずれかの選択となっています。本市では、平成 17 年度には、5 中学校区全てに地域子育て支援センターが設置済みとなりますが、市の南部地域にある対島中学校の校区が広範囲であり、1 地域子育て支援センターでは、利用者の利便を考慮するとつどいの広場事業を別途に展開する必要性があるものと判断されることから、目標事業量は 1 か所と設定しました。

以上の考えを基本として、施策の推進に関しましては、今後の本市の財政状況や、国や県における施策の展開を踏まえつつ、数値目標の達成に努めてまいります。

2 特定14事業の展開（目標事業量）

	事業名	区分	平成16年度	平成21年度
			実施予定	目標事業量
1	通常保育事業	定員(児童数)	849人	860人
2	延長保育事業	定員(児童数)	12人	42人
		か所数	2保育園2か所	5保育園7か所
3	夜間保育事業	定員(児童数)	0人	0人
		か所数	0か所	0か所
4	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	定員(児童数)	0人	0人
		か所数	0か所	0か所
5	休日保育事業	定員(児童数)	120人	135人
		か所数	8か所	9か所
6	放課後児童健全育成事業	定員(児童数)	120人	210人
		か所数	6か所	7か所
7	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後時保育)派遣型	年間のべ派遣回数(回)	0人 -	0人 -
8	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後時保育)施設型	定員(児童数)	4人	8人
		か所数	1か所	2か所
9	子育て短期支援事業(ショートステイ)	定員(児童数)	0人	6人
		か所数	0か所	1か所
10	一時保育事業	定員(児童数)	20人	30人
		か所数	2か所	3か所
11	特定保育事業	定員(児童数)	0人	70人
		か所数	0か所	2か所
12	ファミリーサポートセンター事業	か所数	0か所	0か所
13	地域子育て支援センター事業	か所数	4か所	5か所
14	つどいの広場事業	か所数	0か所	1か所

3 特定14事業の内容について

(1) 通常保育事業

保護者が就労等のために、日中に家庭において十分に保育できない児童を認可保育所で保育します。それぞれの保育施設で通常保育における開始時間及び終了時間が異なるため、午前8時から午後7時までを通常保育時間として整理しています。

(2) 延長保育事業

保護者の始業・終業時間や通勤等により、通常保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行います。

(3) 夜間保育事業

保護者の就労形態や就業時間の多様化に対応するため、夜間延長して保育を行います。

(4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行います。

(5) 休日保育事業

日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中に保育できない児童を認可保育所で保育します。

(6) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭や母子・父子家庭など、放課後に家に帰っても保護者等がいない児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供します。

(7) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後時保育）派遣型

保育士や看護師等が、病中や病気回復期にある児童の家庭を訪問し、保護者に代わって保育を行います。

(8) 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後時保育)施設型

保育士や看護師等が、病中や病気回復期にある児童を保育所や病院等において、保護者に代わって保育を行います。

(9) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が病気等により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において短期間(1週間程度)児童を養育・保護します。

(10) 一時保育事業

普段家庭において児童を保育している保護者が、病気や家族の看護、冠婚葬祭等で育児ができない場合や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育します。

(11) 特定保育事業

保護者の就労形態の多様化(パート就労等)に伴う保育需要の変化に対応して、家庭での保育が困難な乳幼児を対象に、週2~3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。

(12) ファミリーサポートセンター事業

保育所までの送迎、保育終了後や外出時等の一時預かり等の子育てに関する援助を受けたい人(利用会員)と行いたい人(提供会員)が相互に会員となり、助け合う会員組織のことで、会員間のコーディネート(紹介等)やサポート等を通して相互援助活動を支援します。

(13) 地域子育て支援センター事業

子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行います。

(14) つどいの広場事業

就学前児童を持つ保護者に対して、保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行います。